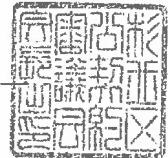




令和6年11月29日

杉並区長
岸本聡子様

杉並区公契約審議会
会長 島田 陽



令和7年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する
労働報酬下限額について（答申）

令和6年8月21日付け6杉並第28887号により、本審議会に対し諮問を受
けた令和7年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下
限額について、別紙のとおり答申いたします。



杉並区公契約審議会委員

会 長

島 田 陽 一

会長職務代理

今 里 恵 子

委 員

水 島 隆 明

委 員

砂 川 恵 典

委 員

金 子 征 治

委 員

高 取 一二三



答 申

1. 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和7年の東京都における48職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

他の職種の上昇率を平均して「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の3職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の48職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和7年の東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額

杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・用務）を参考に1時間あたりの単価を1,400円とするのが妥当である。

3. 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である。

